

川崎市子ども会連盟リーダー養成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人川崎市子ども会連盟（以下「子ども会連盟」という。）の活動の活性化を図り、もって青少年の社会参加を促進し、青少年の健全育成を推進するために、子ども会連盟に対して、予算の範囲内で交付する川崎市子ども会連盟リーダー養成補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助事業等は、子ども会連盟が青少年の社会参加を促進し、青少年の健全育成を目的として行う次の事業とする。

- (1) 子ども会連盟傘下のジュニアリーダースクラブの活動に関する事業
- (2) シニアリーダースクラブ「むげん」の活動に関する事業
- (3) その他補助金の目的達成のために必要な事業

(交付の申請)

第3条 子ども会連盟は、補助金の交付を申請しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画
- (4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(決定の通知)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、子ども会連盟に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 子ども会連盟は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定があったことを知った日から14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業等の変更等)

第8条 子ども会連盟は、補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長がその変更が軽微なものとして認めた場合は、この限りではない。

2 子ども会連盟は、補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前二項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 第5条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第9条 子ども会連盟は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第10条 市長は、補助事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、子ども会連盟に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(実績報告)

第11条 子ども会連盟は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の

承認を受けたときを含む。)は、その日から30日を経過する日又は補助金の交付の決定があった会計年度の3月末日から30日を経過する日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、子ども会連盟に通知するものとする。

(是正のための措置)

第13条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを子ども会連盟に命ずることができる。

2 第11条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業等について準用する。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、子ども会連盟が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。

(4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に定める暴力団又は同条第5号に定める暴力団経営支配法人等に該当するとき。

2 市長は、必要に応じ、前項第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、子ども会連盟に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第16条 子ども会連盟は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（報告等）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、子ども会連盟に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

（書類等の整備）

第18条 子ども会連盟は、補助事業等の経理について補助事業等以外の経理と明確に区分し、その収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を

整備保管しなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了した日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。